

令和元年 第14回

八千代市選挙管理委員会会議録

開催日：令和元年9月2日（月）

午後3時から

場 所：八千代市役所新館6階第4会議室

八千代市選挙管理委員会

令和元年 第14回 八千代市選挙管理委員会会議録

1 開会時刻	午後3時	
2 開催場所	八千代市役所新館6階第4会議室	
3 出席委員	委員長 周 郷 文 雄	委員 内 山 仁
	委員 廣 川 実	
4 出席書記	次 長 岡 本 浩	主 査 佐 藤 靖 則
5 会議の議案	<p>議案</p> <p>第1号 選挙人名簿に登録する者を定めることについて</p> <p>第2号 選挙人名簿から抹消することについて</p> <p>第3号 直接請求に必要な選挙人の数について</p> <p>協議事項</p> <p>第1号 投票区投票所の見直しについて</p> <p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和元年度裁判員候補者の予定者及び検察審査員候補者の予定者の選定のくじ</li> </ul>	
6 閉会時刻	午後4時	
7 公開又は非公開	公開	
8 傍聴人数	0名	

発言者	発 言 要 旨
周郷委員長	<p>定刻となりましたので、始めさせていただきます。 ただいまの出席委員は3名であります。 定足数に達しておりますので、本日招集されました令和元年第14回八千代市選挙管理委員会は成立しました。 これより会議を開きます。 議案の審議に先立ち会議録署名委員の指名を行います。 会議録署名委員は、八千代市選挙管理委員会規程第10条第2項の規定により、内山委員を指名します。</p>
周郷委員長	<p>議案第1号「選挙人名簿に登録する者を定めることについて」を議題といたします。 事務局より説明願います。</p>
次 長	<p>議案第1号「選挙人名簿に登録する者を定めることについて」公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第1項の規定により、選挙人名簿に登録する者を次のとおり定める。 令和元年9月2日提出 八千代市選挙管理委員会 委員長 周郷文雄 以下、内容についてご説明いたします。</p>
次 長	<p>公職選挙法第22条第1項の規定により、定時登録では、登録月の1日現在により選挙人名簿に登録される資格を有する者を、同日に登録しなければならないとされているところですが、同日が地方公共団体の休日に当たる場合には、直後の休日以外の日に定めることができるとされております。 つきましては、令和元年第8回八千代市選挙管理委員会で可決いただいておりますとおり、本日、9月2日付けで登録を行うものです。 なお、今回の登録要件は、「選挙人名簿登録者数」の表の新規登録者数欄に記載のとおり、年齢要件は平成13年7月23日から平成13年9月2日までに生まれた者、住所要件は平成31年4月4日から令和元年6月1日までに転入届出をし、引き続き3か月以上本市の住民基本台帳に登録された者であり、新規登録者数は、年齢到達者239人、転入者1,124人、合計1,363人となります。 これから、新規登録者の名簿をご覧いただきますので、ご審議の程、お願いいたします。</p>
周郷委員長	<p>これより、議案第1号について質疑を行います。 質疑ございませんか。</p>
各 委 員	質疑なし
周郷委員長	<p>質疑なしと認めます。 これより、議案第1号「選挙人名簿に登録する者を定めることについて」採決いたします。</p>

発言者	発 言 要 旨
	本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし
周郷委員長	ご異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。
周郷委員長	次に、議案第2号「選挙人名簿から抹消することについて」を議題といたします。 事務局より説明願います。
次 長	議案第2号「選挙人名簿から抹消することについて」公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の規定により、選挙人名簿から抹消する者を次のとおり定める。 令和元年9月2日提出 八千代市選挙管理委員会 委員長 周郷文雄 以下、内容についてご説明いたします。
次 長	公職選挙法第28条の規定により、今回の抹消者は「選挙人名簿登録者数」の表に記載のとおり、同条第1号事由である死亡による抹消者数が150人、同条第2号事由である転出後4か月経過による抹消者数が1,285人であり、合計の人数は1,435人となります。 これから、抹消者の名簿をご覧いただきますので、ご審議の程、お願いいたします。
周郷委員長	これより、議案第2号について質疑を行います。 質疑ございませんか。
各 委 員	質疑なし
周郷委員長	質疑なしと認めます。 これより、議案第2号「選挙人名簿から抹消することについて」採決いたします。 本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし
周郷委員長	ご異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。
周郷委員長	次に、議案第3号「直接請求に必要な選挙人の数について」を議題といたします。 事務局より説明願います。
次 長	議案第3号「直接請求に必要な選挙人の数について」地方自治法第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条第1項及び第5条第1項の規定による選挙権を有す



発言者	発 言 要 旨
	事務局より説明願います。
次 長	<p>本件につきましては、前回の委員会で38投票区の新設の方針ということで決定いただいているところですが、本日は、新投票区の区域についてご協議いただきたく、付議させていただきました。</p> <p>《資料に沿って説明》</p>
周郷委員長	これより協議事項第1号についてご意見等伺います。
廣川委員	緑ヶ丘西地区の有権者数の今後の見通しはどうか。
次 長	<p>現在、当該地区の人口は、約4,000人となっているが、将来推計は14,000人まで増える見込みとなっているので、有権者数としては、10,000人～12,000人程度になると予想される。</p>
周郷委員長	投票区の線引きについては、4つの案を基に、自治会等の意見も踏まえ、事務局で検討を進めてほしい。
周郷委員長	<p>引き続き、令和2年度裁判員候補者の予定者及び検察審査員候補者の予定者の選定のくじを行います。</p> <p>事務局に進行願います。</p>
次 長	<p>始めに、裁判員候補者予定者の選定のくじを行います。</p> <p>裁判員の参加する刑事裁判に関する法律に基づき、千葉地方裁判所より、裁判員候補者の員数について通知があり、本市には627人の割り当てがありました。</p> <p>つきましては、本日の定時登録時点の選挙人名簿データを基に、最高裁判所から配布された「名簿調整支援プログラム」を使用して選定のくじを行います。</p>
《裁判員候補者予定者の選定のくじ》	
次 長	<p>次に、検察審査員候補者予定者の選定のくじを行います。</p> <p>検察審査会法に基づき、千葉第一検察審査会及び千葉第二検察審査会より、検察審査員候補者の員数について通知があり、本市には、第1群から第4群それぞれ5人、合計20人の割り当てがありました。</p> <p>選定の方法につきましては、先程と同様になりますが、それぞれ20人の選定を行い、上位から順に第1群から第4群に割り当てることとなります。</p>
《検察審査員候補者予定者の選定のくじ》	
周郷委員長	<p>以上で、令和2年度裁判員候補者の予定者及び検察審査員候補者の予定者の選定のくじは終了いたしました。</p> <p>これをもちまして、令和元年第14回八千代市選挙管理委員会を閉会いたします。</p>